

第5節 祭祀について

前節で考察した通り、本遺跡古墳時代後期の滑石製模造品製作は、年代的には、6世紀後半から7世紀前半にあたり、その間に、白玉・勾玉・有孔円板・剣形そして馬形などの模造品を製作していたと考えられるが、確実な製作跡は、確認できなかった。そして、2号・3号土器集積では、祭祀行為の最終段階の状態を確認でき、また、住居跡内から滑石製模造品が、1～数点出土している例も祭祀行為として含めて考えると、まさしく、寺村光晴氏分類の「⁽¹⁾団内自給的生産の遺跡」の形態に該当する。

本項では、本遺跡の祭祀遺物の出土状況を住居跡と祭祀遺構とに分けて、もう少し詳細にあたり、また、周辺の遺跡・類似する遺跡との比較を通して、本遺跡の祭祀の特徴を確認したい。さらに全国でも出土例の少ない馬形について若干の考察をしてみたいと思う。なお、本項で一般に『祭祀』と言った場合の定義については、いわゆる予祝や収穫祭だけにとどまらず、祓いや呪術も含めた意味で使用しようと考える。

(1) 祭祀遺物の出土状況

① 住居跡出土の遺物

第21表で示した通り、古墳時代後期にあたる住居跡は、62軒確認され、そのうち、滑石製模造品や石核・チップを何等かの形で出土する住居跡は、25軒を数え、40%を占める。これらのすべてが、祭祀行為と直接関係があるか否かについては問題が残るが、間接的に関係することは事実であろう。そのうち、竈内から出土している住居跡が、12・27・33・42・57・78号住居跡の6軒を数える。27号では、竈両袖上面から石核が1点ずつ合計2点、33号では竈覆土から剣形未成品が1点、42号・78号では、竈覆土から白玉が1点ずつ、57号では竈覆土から勾玉未成品が1点、それぞれ出土している。また、12号住居跡は、土師器甕・小型甕・高环・环・础などが、ほぼ完形のまま70点以上廃棄されたと思われる状態で出土しており、それらに混じって、白玉が6点、チッ

鹿沼栄輔

ブ・石核が3点、竈に懸けられた甕の中から有孔方板1点が出土している。

また、祭祀遺物である手捏土器を出土している住居跡は、古墳時代後期が3軒、飛鳥・奈良時代が1軒の合計4軒である。そのうち、古墳時代後期の15号住居跡には住居内の北東隅に石組があり、祭祀と関連が考えられ、65号住居跡では、竈左袖上部から1点、竈右袖から落ちた状態で1点合計2点出土している。飛鳥・奈良時代の16号住居跡には、中央やや西寄りに若干浮いた状態ではあるが、立石が確認され、その周辺から手捏土器や高环などが集中して出土している。さらに、59号住居跡からは、竈覆土から土玉が1点出土している。

以上を見ると、本遺跡の住居跡内でも何等かの祭祀行為を行う場合があった可能性がある。

すなわち、まず第1に、竈に関係しての祭祀である。本遺跡の住居跡は、比較的残りの良好のものが多かったが、その中で使用時の状況のまま出土した例は、1つとしてなく、すべて、どこかが壊されるか、壊れたかした状態での出土であった。例えば、焚口部の天井石が外されていたり、片方の袖石が抜かれたり、といった状況であった。

⁽²⁾ 中沢悟氏は、村主遺跡における平安時代の竈の出土状況の観察から「新しい家に引っ越す場合、新しい家の竈は、古い家の竈とは全く別に作られる。家と竈が完成し、家財道具等の引っ越しを行うとき、竈も引っ越しである。(中略) 古い竈は、そのままの状態で竈として放置することは避けて、竈としての機能を失わせることにより初めて竈ではなくなり、その時点で放棄しているのではないだろうか。竈としての機能を失わせるための行為としては、これまで述べてきたような焚口天井石をはじめとした天井石の多くや袖石の一部等をはずすことであり、このような一種の儀式が行われていたのではないだろうか。」と述べられている。また、氏の言う「竈内で消えることなく保ち続けられていたであろう火

と支脚石を新しい住居へ移動させる」ことについては、本遺跡の状況からは言えないが、前記の論は、本遺跡の住居跡の竈にも適応させることができるのでないだろうか。その竈に関する一種の祭祀行為（儀式）の折に、本遺跡の場合、古墳時代後期では、滑石製模造品や手捏土器を使用する場合があったり、飛鳥・奈良時代では、手捏土器を使用する場合があつたのではないだろうか。

第2として、住居を廃棄するとき、あるいは、住居跡の凹みを利用して土器などを廃棄するとき、お祓いのような祭祀行為を行った場合があったのではないだろうか。先にあげた12号住居跡のような、古墳時代後期では小さな部類の住居跡の凹みに大型の土師器を中心に70点という多量の土器がほぼ完形で廃棄されているなかに、滑石製模造品の白玉が6点、チップ・石核3点が含まれている状況を考えると、何等かの状況の中で廃棄せざるを得なかったことが伺え、白玉などを使用してお祓い等の祭祀行為が行われた可能性が考えられる。

② 祭祀遺構出土の遺物

祭祀遺構としては、2号・3号土器集積がそれに当たる。その詳細は、第3章第6節を参照されたいが、その中で、本遺構は、祭祀の最終段階の廃棄あるいは廃棄の状況を示すものと位置付けた。その理由として、出土土器がほとんど粉々に破碎されていること、2号の中に、壺が数枚重ねられた状態で出土したものがあること、滑石製模造品の中に製作時ではなく、整形・調整時以降に割れたと思われるものが多く出土していること、土器や滑石製模造品よりも若干浮いた状態で工作用石器類が出土していること、明確な遺構が確認されていないこと、などをあげた。それに付言して、この祭祀遺構の周辺の、標高値がほぼ同じ位置から出土している滑石製模造品や、祭祀遺構の面する2区の谷地からほぼ同時期と思われる滑石製模造品が46点、多量の土器とともに散在しながら出土している状況を考えると、祭祀遺構が廃棄された場所と考えるよりも廃棄された場所と考えたほうがスムーズであると考えられる。

（2）周辺における類似の祭祀遺跡

本遺跡の2号・3号土器集積のように多量の土器と滑石製模造品を出土とした祭祀遺構の類例を県内に求め、その中で本遺跡の位置付けを考えてみたいと思う。まず、代表的な類例をあげ、それぞれの遺構の概略を記すと以下のようなになる。

① 太田市反丸遺跡⁽³⁾

この遺跡は、群馬県の東部を流れる渡良瀬川右岸の微高地に広がる古墳時代後期前半の大集落跡で、この集落の東端部に住居跡の全く存在しない区域があり、その中心ともいえる場所に祭祀遺構が確認された。出土遺物は、多量の須恵器と土師器、手捏土器、土製勾玉、石製小玉、多数の土玉があり、土器の編年から集落と同時代のものであるとされている。まだ、整理がされておらず、その性格が判明していないが、出土状況の写真からは、微傾斜地に広がる土器集積であり、祭祀行為の最終段階の状態であると思われる。

② 富岡市久保遺跡⁽⁴⁾

この遺跡は、富岡段丘面の南縁部にあたり、鏑川が、南へ大きく蛇行する地点の南へ突き出した低い段丘の中央付近に位置する。遺構は、外観上は、小円墳の上部が削平されたような低い土壇をなしており、径が約12m程、高さは1m程の大きさと考えられる。この土壇の中央には、径6m、深さ50cm程の円形のくぼみがあり、その中から遺物がぎっしり詰まった状態で出土した。整理が終了していないため、数量は明確でないが、その種類は、土師器、須恵器、銅製儀器、鉄器、滑石製模造品などである。特に、滑石製模造品は、多量であり、小破片を除いても、7,000点以上にのぼる。出土状況からその場所で祭祀を行い、終了時点での場所に廃棄されたものと考えられる。時期は、土器編年から、6世紀前半と考えられる。

③ 群馬郡群馬町三ッ寺I遺跡⁽⁵⁾

県中西部にあって榛名山の東南麓に接する「前橋台地」上、井野川の支流である猿府川が開析した低台地上にある。本遺跡は、古墳時代、5世紀後半か

ら6世紀前半にかけての豪族居館跡である。この遺構のうち、濠・張出部・柵列・石垣・石敷・井戸・住居など、この居館を構成するそれぞれの構造物跡の特定部分から土師器・須恵器・滑石製模造品・木製品などの祭祀遺物が集中して出土している。張出部・柵列・石垣などの構造物の建設にあたり、祭祀行為を行い、また、石敷・井戸など特定の場所で祭祀行為を行い、さらに、祭祀行為の最終段階で濠に祭祀遺物を廃棄することが行われていたと考えられる。特に、1号石敷遺構からは、620点の土器・32点の滑石製模造品、2号石敷遺構からは、1000点の土器・5点の滑石製模造品が出土しており、それぞれ1号溝に流れる水に対しての祭祀行為の場として位置付けられる。本遺跡全体の性格について、報告書では「館の内部は首長の祭政実行の場として計画的かつ整然と区画され継承されており、館での祭祀行為は、共同体の基盤である農耕に対する祭祀を一方の主要行為として位置付け、儀礼化させて館内に持ち込んでいる。また、一方の主要行為として首長権にかかる井水に対する祭祀も館内に持ち込んでいる。(中略)館の築造や改築、廃絶といった画期に各構造物に祭祀行為を行っている点は、館そのものが神聖な場としての位置付けがなされていた結果である。」と考え、この居館全体が共同体の祭祀行為の場として神聖視されていたと結論付けている。⁽⁶⁾

④ 伊勢崎市原之城遺跡

本遺跡は、赤城山南麓の大間々扇状地の西端に位置する。この地は、等高線に沿って東西約10kmにわたり湧水池が点在し、それを水源とする谷地の西側に形成された低台地上に本遺跡はある。遺構は、環濠跡とその内部の堅穴式住居跡と掘立柱建物遺構が主で、全体の状況から6世紀における豪族の居館跡であることが判明した。その台状部の東北隅に祭祀遺構が確認された。遺構は、ほとんど平地で、そこに手捏土器約400点、土師器・須恵器多量、滑石製模造品約150点、鉄器1点などが出土した。土器類は、口縁部を上に向けて重ねており、その中に滑石製模造品の臼玉・劍形などを含んでいる。そして、遺物

が集中する縁辺部には土師器の壊を重ねて並べ、その四至には須恵器大型器台を立てた痕跡が認められた。出土状況からこの場所で祭祀行為を行ったものと判断できる。年代は、土師器は、鬼高II、須恵器は、陶邑編年におけるTK-10型式に比定することができ、6世紀中頃を中心とした時期を与えることができる。

⑤ 渋川市中村遺跡

本遺跡は、榛名山東麓、渋川市の南に位置し、利根川の右岸にある。地形は、利根川が基盤層を形成し、茂沢川により低湿地・微高地は形成され、弥生時代以降、集落が作られていった。調査により、この地は、火山や河川などの自然災害を何回となく、受けた場所であることが判明した。この遺跡のB区の水田に面した微高地に9ヵ所の土器群が確認された。その中には出土の形状が「V」字形を呈するものなど配置意図が認められ、滑石製模造品などは出土していないので明確ではないが、これらの土器群は単なる土器廃棄の場ではなく、祭祀遺構と位置付けられた。時期は、FP(榛名二ッ岳軽石)に埋没していることや須恵器がMT-15~TK-10に相当することから6世紀前半と考えられる。

⑥ 前橋市荒砥前原遺跡

本遺跡は、赤城山南麓の端部にあたり、荒砥川と神沢川の合流点を一望することができる台地上に位置する。その台地の縁辺部から手捏土器639点(個体数200個以上)を中心とする祭祀遺物が確認された。ただ、発見時、すでに遺構としての把握が不可能であり、出土地点の土壤をフルイにかけ、全遺物の採集を行ったとのことである。また、調査の結果、周辺の開墾の際に集められたものであることが判明したが、確認範囲は、10m四方という狭い範囲であり、点数からして土器集積であったことが推測される。滑石製模造品は出土していない。手捏土器の時期は、供伴土器が古墳時代初頭期から鬼高I期にかけてのものであるが、鬼高I期に引かれる可能性が高い。

⑦ 子持村黒井峰遺跡

本遺跡は、吾妻川に面した河岸段丘最上段にあり、

この段丘面は子持山より南北に流れる小河川によって台地状に分割され、遺跡の位置する台地は広さ約160,000m²の面積をもつ。本遺跡は、榛名山二ッ岳を給源とする厚さ1.5mの軽石(FP)層により覆われており、軽石下の旧地表面は榛名山二ッ岳降下火山灰(FA)層でなっている。その面から古墳時代後期の集落遺構が確認されており、祭祀遺構も9カ所検出されている。その中には、大規模の祭祀遺構と小規模のものがあり、さらに、場所が道路脇や建物脇、木の根元と言うように幾つかのパターンが見られ、中には土器のすぐ脇に棒を立てたと考えられる小穴が確認されたものもある。そのうち、大規模の祭祀は、完形品で約250点ほどの土師器を中心とした土器群であり、土器型式で2型式ほどの期間、祭祀が行われたものと考えられている。出土状況は、FA層を搅乱し埋めたものとFPが土器を覆ったものとあり、意識的に埋める行為をする場合とそのまま置いた場合とある。また、壺などが重なった状況で出土したり、破碎された状況で出土しているものもある。さらに、壺の底に意識的に穴をあけたものも確認されており、祭祀行為の一端を伺わせている。滑石製模造品は、白玉が1点のみの出土である。その祭祀は、集落全体の祭祀場所というよりは一家族共同体の祭祀場所と考えたほうがよい。時期は、6世紀前半である。

⑧ 高崎市井野川遺跡⁽¹⁰⁾

本遺跡は、高崎市大八木地内、榛名山南麓に発する井野川の河床に確認された。遺物包含層は、グレイ層直上の砂質層内にあることから、水流の影響を受けた地層であり、遺物が散布するのは、東西20mの範囲である。組成は、土師器・須恵器、滑石製模造品の剣形・鏡形・刀子形・斧形・勾玉などであり、特に滑石製模造品の中では、剣形が最も多く、全体に形式化・多量化の傾向を示しているという。出土状況は、滑石製模造品は、いずれもかたまっての出土であるという。この遺跡の存続時期は、2~6世紀頃であるが、主体的な役割を果たした時期は、5世紀代と考えられる。

⑨ 松井田町入山峠遺跡⁽¹¹⁾

上信国境入山峠は、現在の国道18号線碓氷バイパスの工事に伴う祭祀遺跡の緊急範囲確認調査により確認された。その結果、採取された遺物は、総点数で約2,000余点を数えるが、このうち大部分は土器の小破片であり、他に管玉・勾玉・水晶製玉・ガラス小玉・白玉・有孔円板・剣形・刀子形・鉄製品・石鏃などが多数出土しており、中でも石製模造品に、未成品が多く出土していることが注目される。峠で行う祭祀について、報告書では、「見知らぬ新しい国へ入って行く時に、それを防ぎ遮るであろう他の國魂に対しての鎮祭であり、また、内をまもり、外來者を遮る境の神の信仰とも通じる。」としている。さらに、行為者について、「防人などのように地方から出かけていく人々の個人あるいは小集団の祈りであるとともに、大集団によるまつりであった可能性をもっている。」としている。ここで行われた祭祀行為の時期は、遺物から古墳時代前期に限定される。

⑩ 高崎市芦田貝戸遺跡⁽¹²⁾

榛名山東南麓に位置し、東100mには井野川が東南流している。確認された遺構は、浅間山C軽石直下の水田跡、榛名山二ッ岳降灰(FA)層下の水田跡・畝状遺構、微高地と住居跡、大溝などであり、祭祀遺構と考えられるものは、大溝の西脇から2箇所、II区-Dグリッドから1箇所確認された。そのうち、大溝西脇の最も高い部分からは、土師器壺・高壺が、20数個、2個の白玉を伴って出土しており、さらに、6mほど南の土堤状部分からは白玉155個、勾玉1個が、径21cm、深さ7cmほど掘りくぼめて埋まっていた。土器は、口縁部を上にして出土しているが、一部分は、重なった状態で出土していることから祭祀終了後に片付けた可能性がある。出土位置から、当時給排水路として使用されていたと考えられる大溝に対する祭祀遺構と考えられる。時期は、FA直下ということから6世紀前半と考えられる。

⑪ 高崎市田端遺跡⁽¹³⁾

本遺跡は、県西部を流れる鏑川、鮎川、烏川の合流地点に形成された氾濫原に位置し、鏑川の左岸自

然堤防上にある。祭祀遺構は、そのE区に確認された3号集石である。東半部は調査区域外にあるため、全貌をつかむことはできなかったが、臼玉25点や有孔円板1点、滑石チップと多量の土器片が出土した。土器が重なって出土しているものがあること、土器の中からも臼玉が出土していること、土器は圧倒的に壊類が多いこと、土器集中地のほぼ中央から鉄製鋤先が出土していること、石は人為的に持ち込まれていることなどが特徴である。時期は、土器形式から6世紀後半から7世紀と見られる。

(12) 粕川村中祭祀遺跡

赤城山南麓の台地部分に位置し、粕川の旧河道に多くの土師器、手捏土器、滑石製模造品を埋納した祭祀遺跡である。地主が耕作中に偶然掘り出したもので出土状況から意図的に遺物が配されたというより集中的に廃棄された状況であったようである。再調査の結果、浅い皿状ピットが確認できたという。時期は、5世紀末から6世紀初頭の可能性が高い。

(13) 高崎市正觀寺遺跡群巨石遺構

榛名山南東斜面に形成された扇状地扇端部にあり、井野川支流の天王川と染谷川に挟まれた地域に広がる遺跡群である。そのE区北端の最も標高の高い位置に巨石遺構は存在する。2m×2m、高さ1.10mの上下面やや平らな、不定形な石がおかれており、その石の北、南、東から多数の遺物が出土した。組成は、土師器壊・甕、須恵器高壊・甕・短頸壺・甕など多数に及ぶ。時期は、鬼高峰期に属すると思われるが、整理が終了していないため、明確ではない。

以上を概観すると、およそ次のことが言える。

① 遺構の出土位置からみると、反丸・荒砥前原・黒井峰・田端・正觀寺遺跡が集落内祭祀として位置付けられる。それぞれ集落の縁辺部や最も高い部分に位置していることに共通点があり、遺物の出土状況とも考えると本遺跡は、この範疇に入るであろう。

② 土器集積と一般に言われている祭祀遺構には、久保・三ッ寺I・原之城・正觀寺遺跡などのように狭義の祭祀行為を行う場に祭場を作り祭祀終了

後その場に祭祀用具が遺棄されたものと、井野川・中祭祀のように別の場で祭祀行為を行い、遺物が発見された場所に廃棄されたものの2通りが存在する。本遺跡の祭祀遺構は、後者にあたり、おそらく、別の場所で、狭義の祭祀行為が行われ、確認された遺構の場所に廃棄されたのではないかと考えられる。

③ その場に遺棄される場合と廃棄される場合の違いについては、それぞれの地域の祭祀行為者の祭祀に対する考え方の違いによって生じるのか、あるいは、祭祀対象の違いによって生じるのか、現状では不明であると言わざるをえない。

④ 祭祀行為の最終段階では、壊などを重ねたり、一箇所に集中させるなど祭祀用具を片付ける行為を行うか、土器や滑石製模造品を破碎するという行為を行うなどして、祭祀行為を終了させている場合が多い。本遺跡でも最終段階で使用した用具類を時には重ねて置いたり、また、時には破碎する行為を行ったのであろう。

(3) 滑石製馬形について

全国の遺跡から出土する馬形にはいろいろな材質のものがあり、これは、地域性あるいは祭祀行為を行った人々の価値観の違いの表われであると思われるが同じ馬形という動物を用いる意味においては、それらを総て同等に扱うことが必要と思われる。馬の形をそのまま立体的に表した土馬に代表される馬形と、馬を横から見た状態をかたどった板状の馬形(木製・滑石製)とは、異なった意識あるいは祭祀行為のもとで製作されているという見解もあるが、筆者は、現段階ではその点については、まだ不明であると言わざるを得ないと考える。全国に土馬・石製・木製(絵馬も含む)・鉄製・(馬歯・馬骨を一部含む)などの馬形の出土例をあたってみると、37府県⁽¹⁶⁾619遺跡を数える。第22表より全国の分布地域をみると圧倒的に畿内、それも平城京跡・長岡京跡・平安京跡をかかえる奈良・京都に集中することがわかる。しかし、時期を古墳時代に限ってみると全国に散らばる様相を見せている。また、奈良時代になると静

第5節 祭祀について

岡・三重・京都・奈良・鳥取などに集中して出土するようになる。そして、平安時代では、京都に集中するとともに東北地方まで馬形を用いた祭祀が波及していることがわかる。

ここで材質により、類例をあたってみると、滑石製のものは全国で本遺跡以外に7例を数えることができる。以下に各遺跡の概略を記しておく。

1. 西別府遺跡

埼玉県熊谷市にある遺跡で、湯殿山神社裏の湧水地より祭祀遺物が出土した。奈良時代に比定されて

第22表 都道府県別馬形出土遺跡数一覧

No	都道府県名	古墳時代	飛鳥・奈良時代	平安時代	時期不確定	No	都道府県名	古墳時代	飛鳥・奈良時代	平安時代	時期不確定
1	青森			1		21	大阪	2	8	2	9
2	秋田			1		22	兵庫		7	2	12
3	山形			2	1	23	奈良	3	98	3	71
4	福島			1	1	24	和歌山				1
5	栃木		1		2	25	鳥取	1	32		8
6	埼玉	2	1			26	島根	1	8		11
7	群馬	1				27	岡山	4			2
8	千葉			1		28	広島	2	2		3
9	新潟	1		3	1	29	山口	2	1		
10	富山	1	3	1		30	徳島		2		
11	石川	5	6		2	31	香川		1		6
12	福井				5	32	高知	1	1		1
13	山梨	1				33	福岡	3	2		14
14	長野	1		1	1	34	熊本	4		1	20
15	岐阜		4		1	35	宮崎				1
16	静岡	3	30	4	20	36	佐賀				2
17	愛知	1	9	1	3	37	鹿児島		3	1	1
18	三重	2	13	1	9		計	45	250	103	221
19	滋賀		5	1	9		総計				619遺跡
20	京都	4	13	76	4						

註 (1)国立歴史民俗博物館研究報告第7集(1985・3)の附篇記載例に若干の情報を加えて作成した。

(2)たとえば、時期が「古墳後期～平安」のような表現の場合、時期不確定とした。

いるが、土器は古墳時代後期から平安時代まで出ており、また、湧水により搅乱を受けているのでどの時期にひかれるのか明確にできないのが現状である。

馬形 13 有孔円板 10 勾玉 16 剣形 3

櫛形 19 有線円板 19

2. 本郷前東遺跡

埼玉県深谷市にある遺跡で、上記の西別府遺跡と直線距離で約3kmのところに位置する。住居跡と住居跡の間に穿たれたピット群から古墳時代後期の土

第4章 成果と問題点

師器坏類と供伴して祭祀遺物が出土した。滑石製模造品の組成は、西別府遺跡のそれと共に通するものが多い。また、まわりの住居跡からは、滑石製模造品の製作と関連する滑石の石核やチップが多量に出土している。

馬形 4 有孔円板 10 勾玉 2 剣形 5

有線円板 8

3. 神坂峠遺跡

長野県と岐阜県との県境にある峠祭祀遺跡である。時期は古墳～室町時代までと幅広く、馬形の年代は設定できない。

馬形 2 土馬 1 有孔円板 69 剣形 310

勾玉 27 白玉 903 刀子形 15 斧形 1

鎌形 1 鏡形 1

4. 山口県吉敷郡平井にある古墳より馬形 1 出土

5. 波雁が浜遺跡

山口県宇部市大字東岐波にある6世紀から古墳時代終末期にかけての製塩遺跡である。この製塩遺跡の中心部から南西30mたらずのところで祭祀遺物が出土している。

馬形 1 勾玉 2

土製模造品 勾玉 2 スプーン 1 小玉 2

手捏土器 4

6. 下高宮遺跡

福岡県宗像郡玄海町田島上殿下高宮にある宗像辯津宮比定地。

馬形 1 有孔円板 1 白玉 1 船形 1

丸玉 1

7. 宗像沖ノ島

福岡県宗像郡大島村沖ノ島にある海の神を対象とした祭祀遺跡で馬形を伴う遺跡は8～9世紀の時期と考えられている。

1号祭祀遺跡 馬形 40

3号祭祀遺跡 馬形 1

4号祭祀遺跡 馬形 10

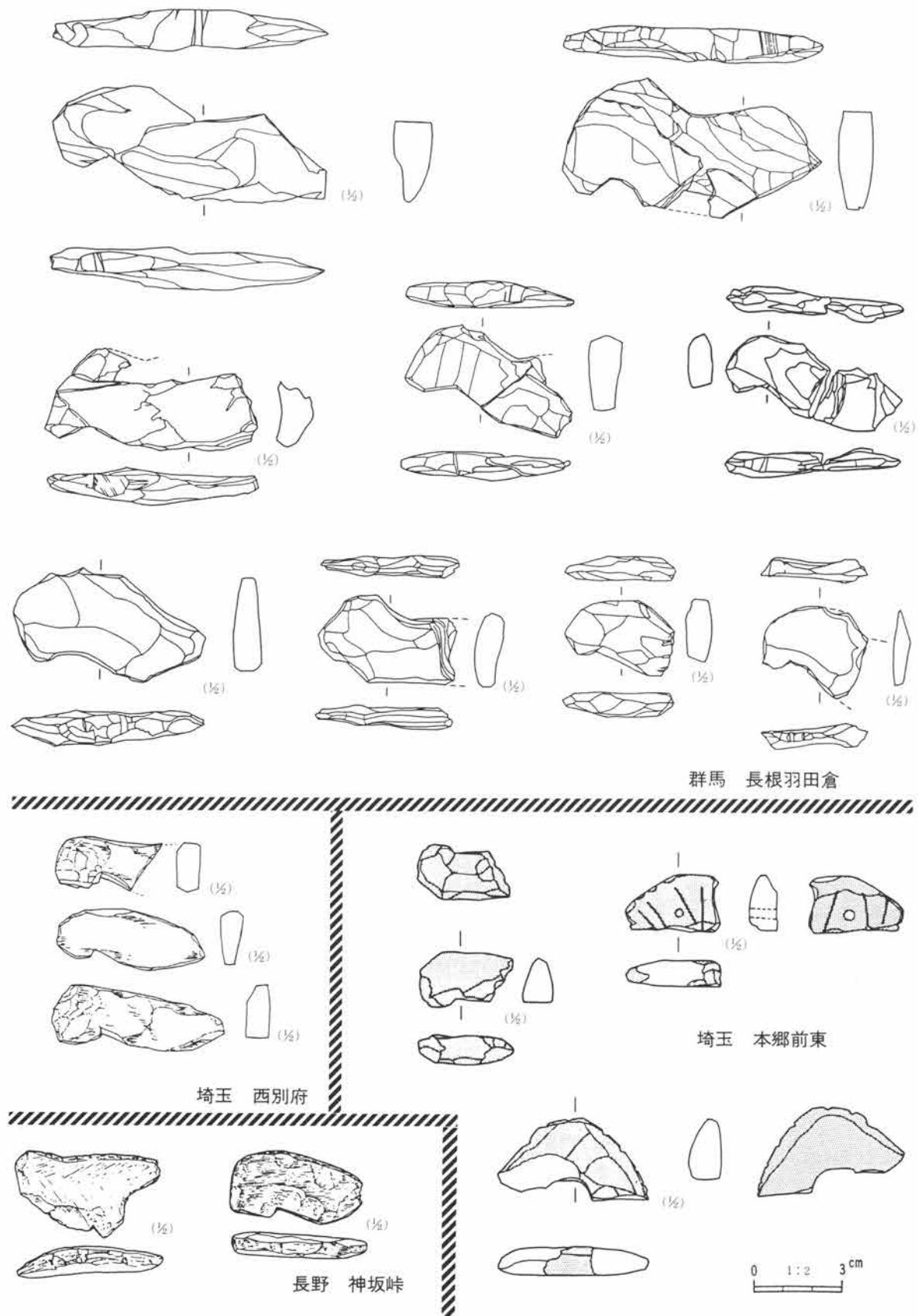
その他の遺物は多数出土しているが省略する。

小田富士雄氏は、その論考「古代形代馬考」の中⁽²⁰⁾で4号遺跡の馬形は後世に移動させられたもので、

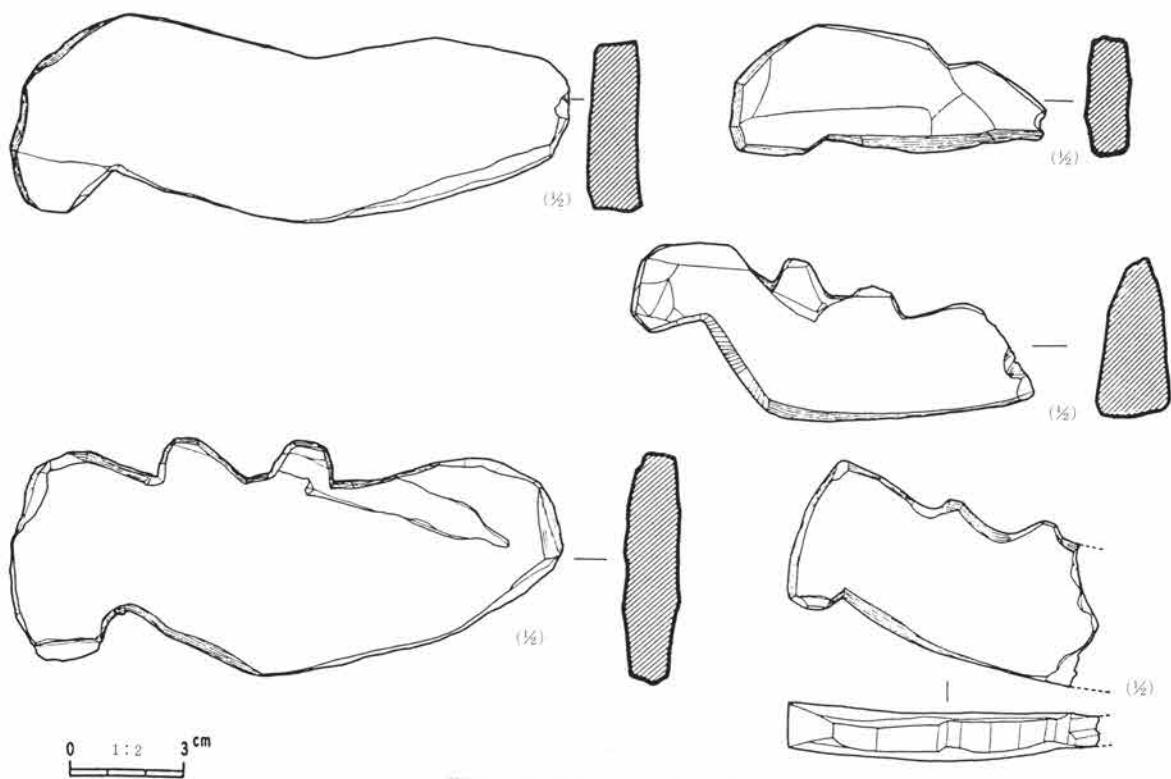
本来は、1号か3号に還元されるべきものと推論されている。

これらのうち、4・5の馬形は、形状が土馬に似ているのに対し、1・2・3・6・7の馬形の形状は板状を呈している。本遺跡の2号土器集積のものは、後者のグループにはいり、その中では、2の本郷前東遺跡のものとほぼ同時期のものと考えられる。また、西別府遺跡の馬形は、本郷前東遺跡との関連から奈良時代よりも時期を遡らせる必要が出てきたのではないかと考える。もし、それが適切であるとすると古墳時代後期において、東国である群馬・埼玉では、なんらかの祭祀のときに滑石製の馬形を使用するという考えが、すでに存在していたことになる。これは、全国の馬形出土例からみても早い段階にあたる。

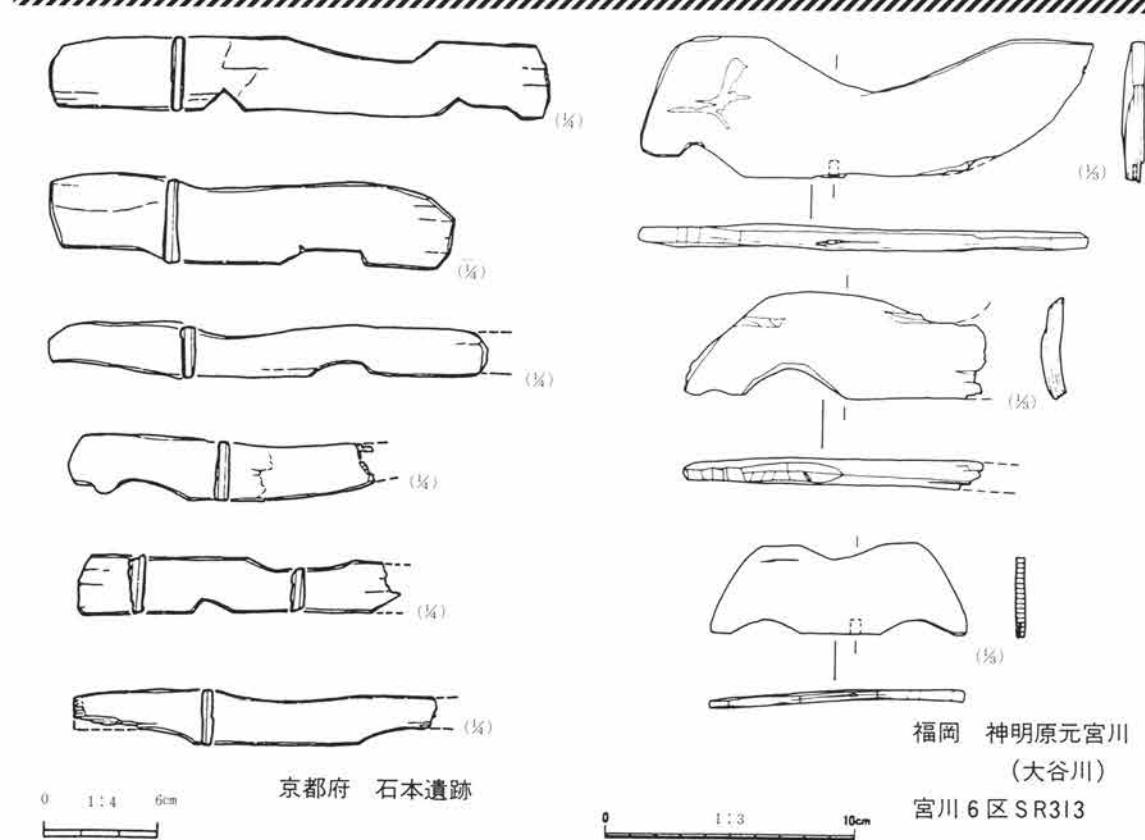
木製の馬形は、全国で31遺跡を数えるが、形状は、みな板状で滑石製のものと類似している。このうち、最も古い時期のものは、静岡県神明原元宮川遺跡の⁽²¹⁾旧大谷川河道より出土したものと京都府石本遺跡の⁽²²⁾大溝から出土したものが知られている。前者の神明原元宮川遺跡では、古墳時代後期から現代まで旧大谷川の流路が13回ほど変わっている中で、中には時期が特定できる流路が良好に残っている地域があり、その古墳時代後期の流路から土器や土馬・木製人形などと供伴して木製馬形が出土した。後者の石本遺跡の溝では、木製馬形が多量の土器や木製品と供伴して出土した。土器のほとんどが古墳時代後期のものであり、さらに、溝の上下から出土している遺物に時期差を与えることはできないことなどから、馬形もこの時期のものと考えて、まず間違えないであろう。金子裕之氏は、藤原宮の中心部で検出された溝 S D1901-A から出土した木製の馬形・人形・斎串・刀形、土馬および天武天皇10年代（680年代）の紀年銘木簡を資料として、いわゆる律令祭祀の中に木製馬形を取り込むのは、天武期（7世紀後半）⁽²³⁾であると結論づけている。しかし、石本遺跡の木製馬形の出土した溝からは古墳時代後期以外の土器は出土していないことや、供伴する木製品も律令



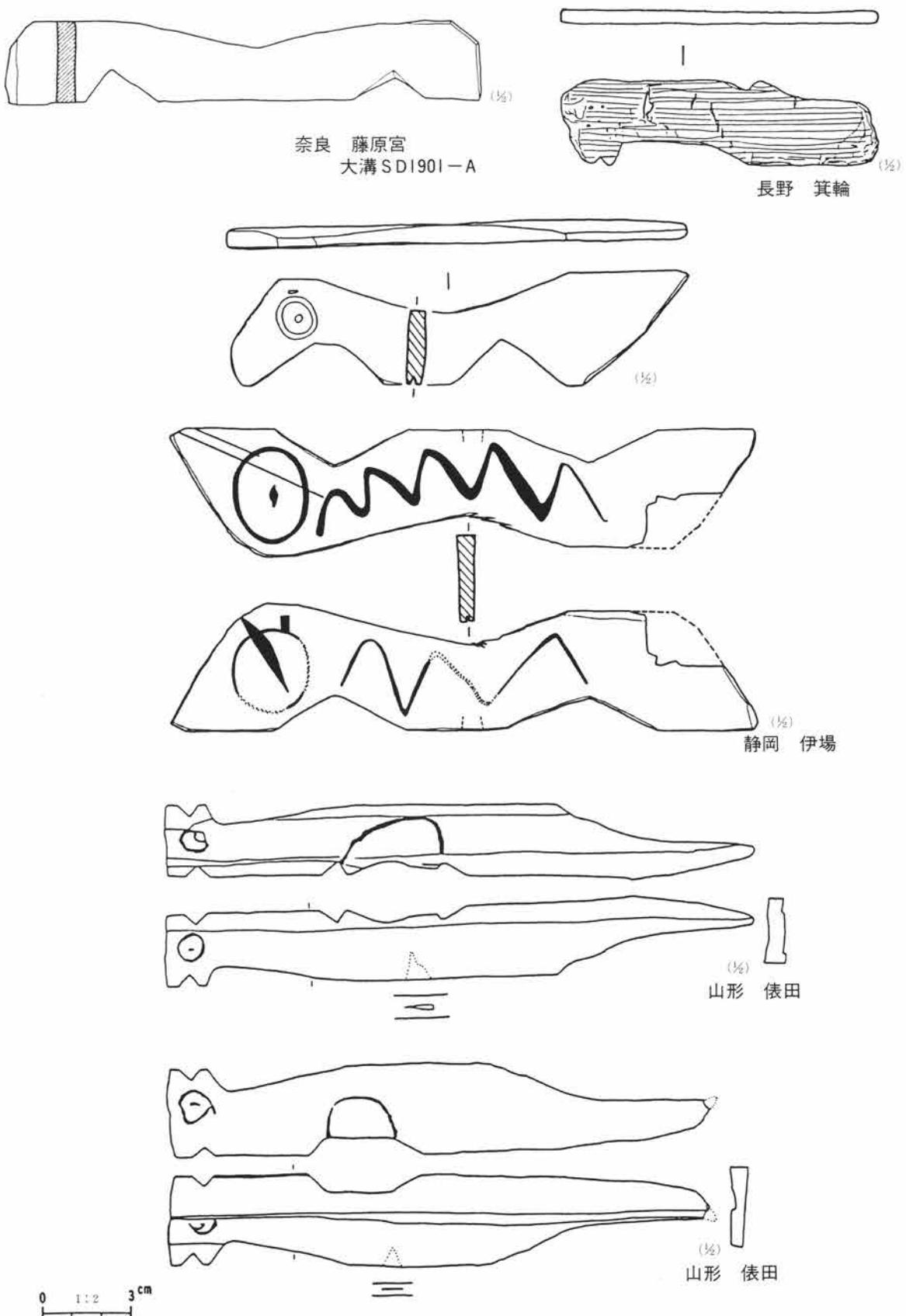
第510図 滑石製馬形



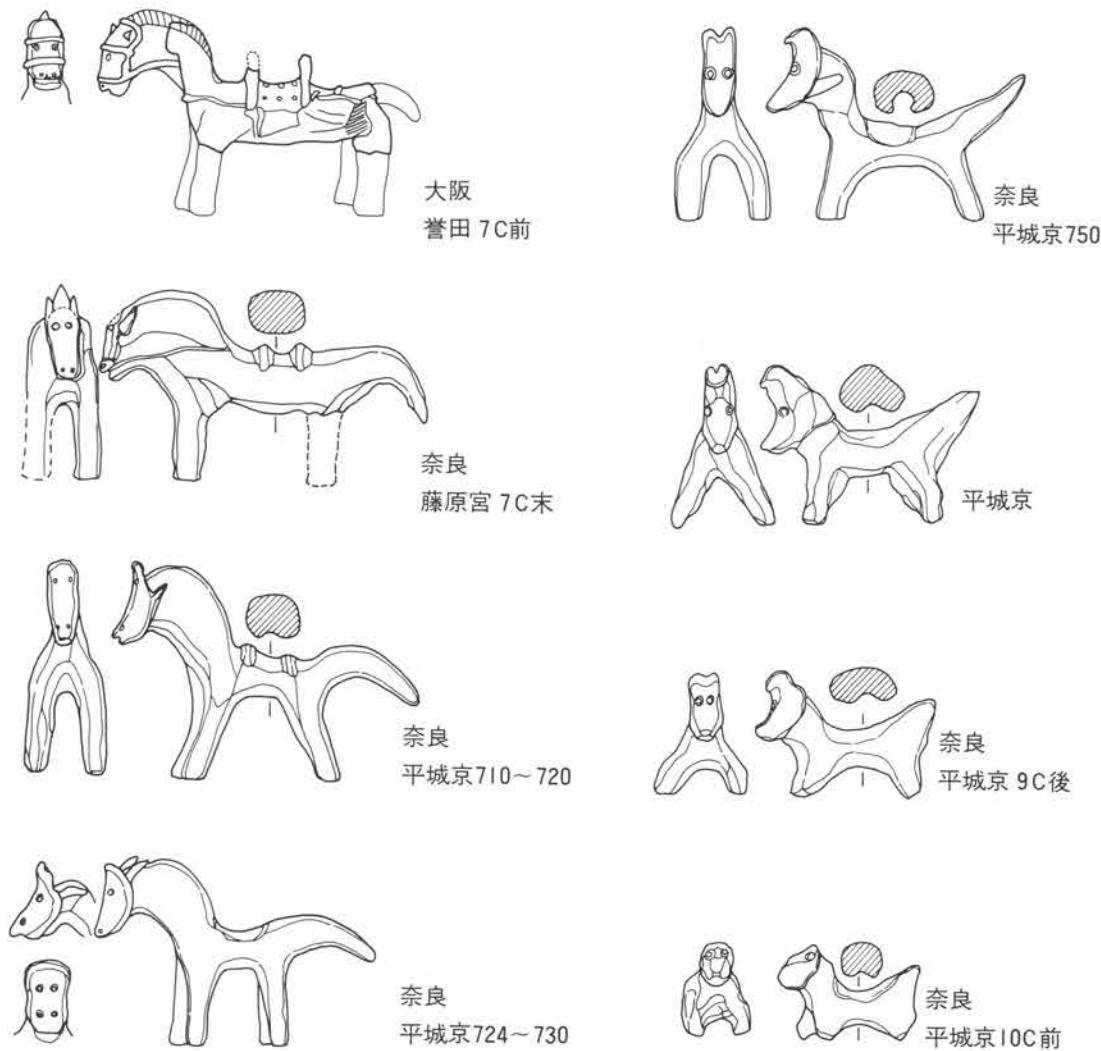
福岡、宗像冲ノ島 1号祭祀



第511図 滑石製馬形及び木製馬形



第512図 木製馬形



第513図 土馬編年図

的祭祀開始時以降のものよりもそれ以前の伝統的なものの方が多いこと、木製馬形と同じ位置付けをされている板状の滑石製馬形が古墳時代後期の時期に確認されていることなどを傍証として、木製馬形もこの時期に出土しておかしくないと考えられる。

また、板状の馬形について、形状の形式化が取り沙汰されることがあるが、古墳時代後期から平安時代の出土例を見る限りにおいて、たとえば、時代が下がるに従って、形が形式化していくといったことはなく、どの時期の馬形もほぼ形状は変化ないと見える。そもそも初めから板状の馬形の形は、非常に単純簡略化されているのである。

土馬については、馬形といわれるものの中で最も出土遺跡や出土量ともしば抜けており、全国で575遺

跡を上回っている。その中心的な場所は、平城京内であり、そこから出土した土馬を中心とした編年を木下正史氏にご教授いただき、第513図に載せた。古い段階のものでは、6世紀後半の可能性のあるものに京都府長岡市今里4丁目の今里遺跡出土のものがあり、7世紀前半の時期の出土例には、大阪府羽曳野市誉田白鳥遺跡出土のものや奈良県高市郡明日香村島庄の嶋宮伝承地出土のものがあるが、それらは、写実的な馬首と馬面を持ち、鞍や装具で飾られた、実際の馬を彷彿させる。それに対し、時期が下がり、都城や国衙、郡衙から出土する土馬は、三日月形の馬面、装具を表現しない馬体、長く大きく開いた馬脚、高くはねる尾を持つ、大和型土馬が多くなり、それらは企画性を感じさせるものである。

以上をまとめると、次のようになる。

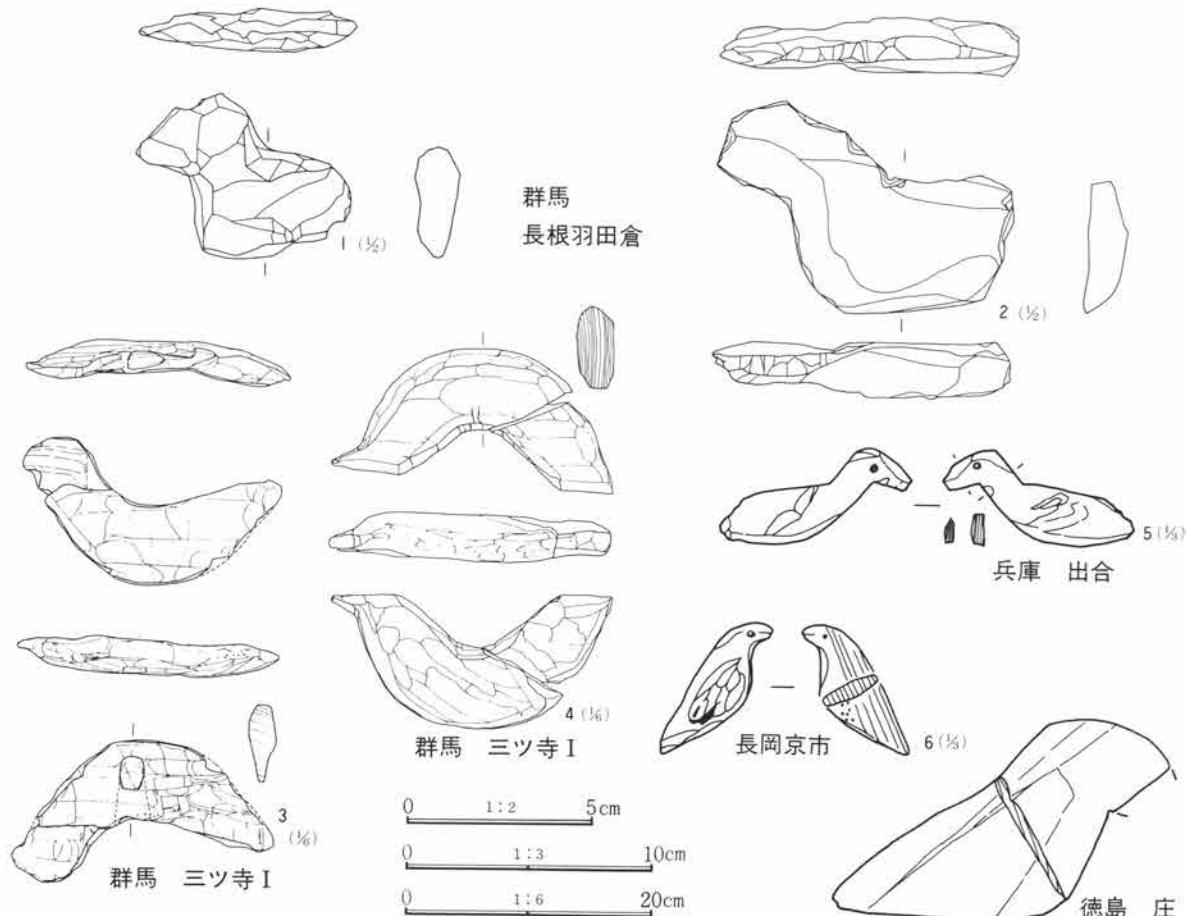
- ① 馬形といわれるものは、滑石製・木製・土馬のいずれも少なくともその初出を古墳時代後期にまで遡ることができること。
- ② 滑石製・木製などの板状馬形は、形状で編年を考えることができないこと。
- ③ 木製・滑石製を含めて、板状馬形の初出を天武朝と見て、その時点に画期を求められる「律令的祭祀」⁽³⁾の中に人形と共に新たに取り込まれていったとする見方は、古墳時代後期にまで遡る遺物が多く出土している事実から再考をせざるを得なくなっていると思われる。筆者は、「律令的祭祀」について論ずる力は持ち得ないが、もし仮に7世紀後半段階で「律令的祭祀」が成立していたとした場合、本遺跡の遺物組成からみて、馬形は、律令的祭祀の先駆的形態ではなく、本来は別物で、7世紀後半段階で律令的祭祀に取り込まれてい

ったと考えたほうが妥当と考える。

(4) 鳥形について

本遺跡の滑石製形代の中に明らかに馬形とは形状の異なるものが2点存在する。本遺跡の馬形の形状は、概して、沖ノ島1号遺跡出土の裸馬形に似ており、板状の滑石の背部と頸部をそれぞれ1カ所ずつ刃物で切り込みを入れているのに対して、第514図の1は、切り込みの方向が若干違い、しかも顔部の先端を尖らせたり、胸元をふくらませたり、尾部を丸めたりして一見、水鳥のように思える。また、2も胴部の幅にくらべて、頸部が細くなり、本遺跡の馬形とは、雰囲気が異なる。ここでは、既出の木製模造品との類似から鳥形の可能性を示唆しておきたい。

⁽³⁾ 木製模造品の類例は、周辺では、三ツ寺I遺跡の濠から出土したものがある。特に、3には中央寄りに幅2cmの貫通孔があり、軸木に対して挿しこみ式



第514図 鳥形模造品

第4章 成果と問題点

の使用方法が考えられるという。用途不明品としているが、鳥形の可能性も指摘されている。形状が似ているものとして、徳島県庄遺跡・京都府長岡京遺跡⁽⁵⁾・兵庫県出合遺跡出土のものがあげられる。

(5) 今後の課題

以上、本遺跡の古墳時代後期における祭祀的な要素を取り出し、考えられることを羅列してみた。前述したとおり、本遺跡から出土する祭祀遺物は、周辺に存在する遺跡群の中でも、群を抜いた量と広がりを持つ。その中で竈に対する祭祀、土器廃棄に伴う祭祀、馬形や鳥形を伴う祭祀などの可能性を指摘してきたが、あくまでも可能性の域を脱することができなかった。その中で、滑石製馬形（一部鳥形）を古墳時代後期の土器群を供伴して確認できたことは、意味深いことであるとおもわれる。ただ、その遺物がどのような祭祀の時に使用されたかという問題について解決することができなかった。一般に、馬形は、水との関連性を強く伺うことができ、水神への奉獻品として意味付けられているが、それは、遺物の出土位置からの推測や民俗伝承から持たらされた考え方であろう。さらに、漢神信仰から行疫神や祟り神の乗り物で、それらの神の動きを封じて災いを祓う祓い具としても考えられている。本遺跡では、そのどちらなのか、位置や出土状況からは判別できない。今後の課題となろう。ただ、この祭祀行為集団については、周辺の地形や祭祀遺物の分布状況から、「家祭」程度を行う小規模集団ではなく、本遺跡と隣の神保富士塚遺跡を含めた、古墳時代後期の村落共同体であったと考えられる。

註

- (1) 寺村光晴『古代玉作形成史の研究』吉川弘文館 1980
- (2) 中沢 哲「竈の廃棄について」『大原II・村主遺跡』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986
- (3) 反丸遺跡『渡良瀬川流域遺跡群発掘調査概報』群馬県教育委員会 1979
- (4) 『富岡市史』原始・古代・中世編 富岡市市史編さん委員会 1987
- (5) 『三ツ寺I遺跡』(本編)財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- 6) 『原之城遺跡発掘調査報告書』伊勢崎市教育委員会 1987
- 7) 『中村遺跡』渋川市教育委員会 1986
- 8) 『荒砥前原遺跡・赤石城址』 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1985
- 9) 『黒井峰遺跡発掘調査概報』子持村教育委員会 1987 他 内容の詳細については、子持村教育委員会の石井克巳氏にご教授いただいた。
- 10) 『高崎市井野川遺跡』群馬県教育委員会 1970
- 11) 『入山峠』軽井沢町教育委員会 1983
- 12) 『芦田貝戸遺跡II』高崎市教育委員会 1980
- 13) 『田端遺跡』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- 14) 井上唯雄「赤城山櫛石と群馬の祭祀遺跡」『群馬文化』第192号 群馬県地域文化研究協議会 1982
- 15) 『正観寺遺跡群(II)』高崎市教育委員会 1980
- 16) 『国立歴史民俗博物館研究報告第7集 共同研究「古代の祭祀と信仰」』1985 および『特別展 古代文化・馬形の謎』馬の博物館 1986を参考にし、さらに新出の遺跡も加えた。
- 17) 大場磐雄・小沢国平『新発見の祭祀遺跡』『史迹と美術』第338号 1963
- 18) 『本郷前東遺跡』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989
- 19) 『神坂峠』阿智村教育委員会 1983
- 20) 弘津史文『防長通信』『考古学雑誌』第18巻第7号 1928
- 21) 亀井正道「祭祀遺跡一製塩に関して」『新版考古学講座8 特論(上)祭祀・信仰』 1979
- 22) 『沖ノ島』宗像神社復興期成会編 1958
- 23) 『宗像沖ノ島』第3次沖ノ島学術調査隊編 1979
- 24) 小田富士雄「古代形代馬考」『史淵』第105・106合併号 1971
- 25) 『神明原・元宮川遺跡』財團法人群馬県埋蔵文化財調査研究所 1986
- 26) 『石本遺跡』財团法人群馬県埋蔵文化財調査研究センター 1987
- 27) 金子裕之「日本における人形の起源」『道教と東アジア―中国・朝鮮・日本』福永光司編 人文書院 1989
- 28) 『特別展 古代文化・馬形の謎』馬の博物館編 1986
- 29) 『国立歴史民俗博物館研究報告 第7集 共同研究「古代の祭祀と信仰」附篇 祭祀関係遺物出土地地名表』1985及び 木下正史氏にいただいた資料による。
- 30) 『国立歴史民俗博物館研究報告 第7集 共同研究「古代の祭祀と信仰」附篇 祭祀関係遺物出土地地名表』1985
- 31) 金子裕之「都城と祭祀」「古代を考える 沖ノ島と古代祭祀」小田富士雄編 1988
神道考古学講座第3巻 原始神道期二で「櫛原式」としているものがこれにあたる。
- 32) 井上光貞「古代沖ノ島の祭祀」『日本古代の王權と祭祀』東京大学出版会 1984
- 33) 金子裕之氏は、「日本における人形の起源」前掲27の中で神明原・元宮川出土の木製人形・馬形にふれ、6世紀後半～7世紀初頭の年代観に疑問をいだきながら、「仮に6世紀後半～7世紀初頭に遡るなら」と「律令的祭祀」の存在を前提として以下の2通りの考え方を紹介している。A. 律令的祭祀、あるいはその先駆的形態がこの頃まで遡る。B. 本来人形は律令的祭祀とは別物で、地方に早く伝わったが、7世紀後半に律令的祭祀に取り込まれた。本遺跡の馬形は、この解釈でいくとBと思われる。
- 34) 『三ツ寺I遺跡 木器編』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988
- 35) 『律令期祭祀遺物集成』金子裕之編 1988